

2022 年度

学校生活の手引き

校 歌

葛 原 しげる 作詞
永 井 幸 次 作曲



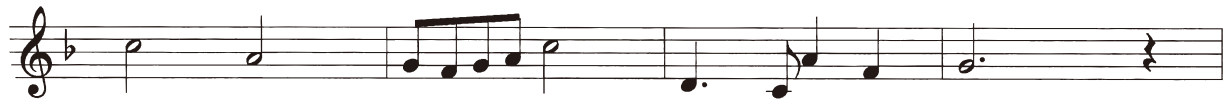
1. よ る ひ る たーゆーま ず おーう みー へ



じー ゆう の あーゆーみ も ま しーぐ ら に



つ く す か え い ご う な が れ の つ と め



あー い か ん ざ き も ま た よ ど も



や どーす は つ きーか げ く もーの いー ろ



わ こう ど わ れ ら に う るーわ しー て ん ち

校 歌

葛 原 しげる 作詞
永 井 幸 次 作曲

一、夜屋たゆまず 大海へ

自由のあゆみも まっしぐらに

尽すか 永劫

流れの 責任

安威^{あい}神崎^{かんざき}も また淀も

宿すは月かげ 雲のいろ

若人われらに うるわし天地

二、三島野ほがらに 千里山

河内野はるけく 生駒山

仰ぐか 明け暮れ

正しき 容姿^{すがた}

心身ねりて 果さんは

教養あらたに 新使命

大阪学園 久遠^{くおん}の栄誉

目次

I 大阪高校からのメッセージ

～新しい時代をつくるみなさんへ～	6
A. 課程・学科・コース	7
B. 沿革の概要	7
C. 歴代理事長	8
D. 歴代校長	9
E. 学園理事(2022年度)	9

II 学校生活の基本

A. 生活スケジュール	10
1. 学習と授業に関すること	10
2. 始業時間	11
3. 終業時間	11
4. 放課後の課外活動	11
イ. 生徒会活動	11
ロ. クラブ活動	11
ハ. 補習(補講)	11
ニ. 特別講座	11
B. 成績評価関係と進級・卒業について	12
1. 成績の通知	12
2. 成績評価について	12
3. 評価方法について	12
4. 進級・卒業について	12
5. 定期考査について	13
C. 授業・学習の心構え	13
D. 教室移動について	13
1. 体育の授業について	13
イ. 見学する場合	13
ロ. 体育の服装	14
ハ. 水泳授業について	14
ニ. 体育委員の役割	14
ホ. 女子更衣室について	14
E. 教育課程表	16
F. 本校の留学規定について	20
G. 転学・退学・休学・復学について	20

III 学校生活のルール

A. 生徒心得	21
B. 身だしなみ	21
1. 頭髪	21
2. 化粧・ピアス・アクセサリー類	21
3. 制服	21
C. 制服規定	21
C-1 男子制服規定細目	22
C-2 女子制服規定細目	22
C-3 その他の規定細目	22
C-4 制服などの問い合わせ	22
D. 登下校のマナーと自転車通学について	23
1. 登下校のマナー	23
2. 自転車通学に関する事項	23
E. 欠席・遅刻等のルール	23
1. 欠席・遅刻について	23
2. 入室許可書と早退・外出・異装許可について	24
F. 禁止事項と諸注意	25
G. 違反者に対して	25

IV 施設利用・臨時休校

A. 各施設等の利用について	26
1. コンピュータ室（共通）	26
2. 保健室	26
3. 生徒相談室	27
4. 図書室	27
5. 体育施設全般	27
①グラウンドの使用について	28
②体育館の使用について	28
6. 駐輪場	28
7. テラスガーデン（本館3階屋上）	28
B. 臨時休校について	29

V 諸手続

A. 本校通学に関わるもの	30
1. 電車・バス等の定期券購入	30
2. 自転車通学	30
B. 事務所取り扱いに関わるもの	30
1. 取り扱い時間	30
生徒証明書（生徒手帳）について	31
2. 証明書、願、届、一覧	31
イ. 生徒証明書再発行	31
ロ. 在学証明書	31
ハ. 調査書	31
ニ. 成績証明書、卒業見込証明書	31
ホ. 学生割引証（学割）	31
3. 届出関係	32
イ. 住所変更届、保護者変更届、改姓・改名届	32
C. 学費について	32
D. 奨学金制度及び授業料補助金について	33
E. 学校感染症の欠席取り扱いについて	34
F. 災害共済給付制度「日本スポーツ振興センター」について	34
イ. 概要	35
ロ. 学校管理下の範囲	35
ハ. 手続きの方法	35

VI 学則・規約・会則

A. 学則	36
B. 大阪高等学校保護者と教職員の会『育友会』会則	41
C. 大阪学園桜雲同窓会会則	44

VII 各提出書類（コピーを取り使用することができます）

様式1…クラブ入部届	45
様式2…クラブ退部届	46
様式3…体育授業見学届	47
様式4…留学願	48
様式5…自転車通学許可願	49
様式6…学校感染症受診届及び登校許可証	50
様式7…住所・名前変更届	51

I

大阪高校からのメッセージ

～新しい時代をつくるみなさんへ～

自分を変える 世界が変わる

ようこそ大阪高校へ！高校3年間の成長の舞台として本校を選んでくれた皆さんを私たちは心より歓迎し、その期待に全力を挙げて応えたいと考えています。

大阪高校は2008年度(平成20年度)より男女共学校として新たなステップを踏み出しました。1927年(昭和2年)、旧制中学校(日本大学付属大阪中学校)として創設され、2007年度創立80周年を迎え男子校としての歴史にピリオドを打ちました。創立以来、＜知育・徳育・体育の調和の取れた全人格教育＞を追究し、現在に至るまで約3万2千名の卒業生を輩出し、各分野で活躍中です。

さて、私たち大阪高校の教師が皆さんに期待し、望むことは、＜勉学に励むこと＞＜学び続ける自分をつくること＞です。3年後の進学や就職の試験を突破することだけが勉学・学習の目的ではありません。それはあくまでも一つの通過点にすぎません。

では、何のために学ぶのでしょうか？それは今までの自分自身を閉じ込めている「見えない殻」を突破するためです。自分自身の本当の価値や可能性を閉じ込めている「見えない殻」。その殻の外には魅力あふれる未知の世界が広がっています。また、その殻を破る力は教科の学習だけではありません。クラブ活動や友人との語らいそして教師との対話、そのすべてが「見えない殻」を突破する力を育てます。

「正解のない時代」と言われる現代、コンピュータ、ナノテクノロジーなど科学技術の驚異的進歩の反面、エネルギー消費と地球環境問題、深刻な社会格差等々困難な課題が国境を越えて突きつけられている時代に私たちは生きています。あの3・11東日本大震災・原発事故はその象徴の一つでもあります。だからこそ、未来に向かって＜学び続ける力＞が必要であり、その力が自分の人生を切り拓き、よりよく生きるためのベースになるものと確信しています。

本校の教育目標である＜未来へ、世界へひらく自己の確立＞には、幻想としての「正解」をただ追い求めるだけの受身の姿勢ではなく、自ら課題を見つけ、自らの「納得できる解答」を新たに創りだしていく真摯な姿勢が求められています。別の言い方をすれば、＜自学自習＞の力を高めるといことです。

＜自分を変える＞ことで、目の前に広がる＜世界が変わり＞ます。＜自学自習＞を続けることが、＜自己の確立＞につながります。

みなさんは、第77期生であり共学15期生となります。大阪高校での3年間で、魅力ある青春、輝かしい時代になることを心より期待しています。

A. 課程・学科・コース

全日制普通科（男女）

文理特進コース	2年時以降は理系・文系に分かれます
総合進学コース	
探究コース	2年時以降は自然探究(理系)・人文探究(文系)に分かれます

B. 沿革の概要

- 昭和 2 年(1927) 文部大臣より日本大学大阪中学校の設立を認可され、大阪府河内郡^{みと}祢刀村字小若江「日本大学大阪専門学校内」に校舎木造平家一棟を建て開校。
- 昭和 3 年(1928) 木造二階建て校舎一棟を新築。
- 昭和 6 年(1931) 木造二階建て校舎一棟を新築。
- 昭和 7 年(1932) 第一回卒業式挙行。
- 昭和 9 年(1934) 室戸台風襲来し、近畿を中心に死者三千名に達した。本校も校舎が倒壊し大打撃を受ける。とりあえず日本大学大阪専門学校の一部を借りて授業を継続。
- 昭和 11 年(1936) 大阪市東淀川区相川に現校舎の建設を開始。
- 昭和 12 年(1937) 鉄筋コンクリート三階建て校舎及び講堂が完成。四月、長瀬より、全校移転し開校。五月、落成式挙行。
- 昭和 14 年(1939) 本館東に六教室を増築、武道場『土道館』を建築。夜間部を併設し、日本大学大阪夜間中学校と称した。
- 昭和 17 年(1942) 父兄会より木造二階建て一棟が二千六百年記念事業として寄付される。
- 昭和 18 年(1943) 夜間部を「日本大学大阪第二中学校」と名称変更。
- 昭和 19 年(1944) 「財団法人大阪学園」を設立。日本大学から独立する。
- 昭和 23 年(1948) 新制高校発足。この年 3 月、旧制最後の卒業式を挙行。校名を「大阪学園大阪高等学校」と改称。「中学校」と「定時制課程」を併設した。
- 昭和 24 年(1949) 3 月、新制大阪高等学校第一回卒業式を挙行。
- 昭和 25 年(1950) 校名を「大阪高等学校大阪中学校」と改める。
- 昭和 26 年(1951) 「学校法人大阪学園」に改組。
- 昭和 30 年(1955) 「大阪中学校」の生徒募集を中止。
- 昭和 32 年(1957) 「定時制課程」の生徒募集を中止。
- 昭和 33 年(1958) 木造校舎及び武道場を東端に移し、食堂を解体。跡地に三階建て18教室の北館を新築。名誉校長の寿像除幕式を挙行。
- 昭和 34 年(1959) 第二グラウンド北端にプールを新設。三島町別府に第三グラウンドを新設。
- 昭和 35 年(1960) 旧プールを撤去し、跡地に鍊心館(体育館兼講堂)を新設。名誉校長の遺志により、「深川奨学資金」が設立される。
- 昭和 37 年(1962) 記念館を解体し、跡地に三階建て12教室の南館を新築。新幹線通過により第三グラウンドは立ちのきとなり、代替りの新第三グラウンドを吹田市日の出町に新設。
- 昭和 38 年(1963) 全館スチーム暖房設備完成。

昭和 40 年(1965)	木造校舎(長瀬より移築したもの)を解体し、跡地に特別教室(柔道場・芸術科教室)を新築。二階建てクラブ部室を南面道路側に新築。
昭和 42 年(1967)	創立四十周年記念式典を挙行。
昭和 52 年(1977)	創立五十周年記念式典を挙行。武道場落成式挙行。
昭和 53 年(1978)	創立五十周年記念会館落成式挙行。
昭和 56 年(1981)	沖縄学習旅行を実施。(NHKにて放送)
昭和 62 年(1987)	創立六十周年記念。
平成 2 年(1990)	全館、冷房完備。総合コースと文理コースを設置。大阪高校育友会発足。
平成 7 年(1995)	家庭科設置(コンピュータ実習始まる)。
平成 8 年(1996)	カナダ研修旅行始まる。3 年生、夏季勉強合宿実施。
平成 9 年(1997)	家庭科第二実習室、生徒相談室、スポーツジム、の設置。
平成 10 年(1998)	創立七十五周年記念、校舎建替え計画発表。
平成 12 年(2000)	校舎建替え第一期工事。海外修学旅行実施。
平成 13 年(2001)	校舎建替え第二期工事 完工
平成 14 年(2002)	創立七十五周年記念式典挙行。記念事業として『本当の学力をつける高校の実践』(清風堂書店)を出版。
平成 15 年(2003)	「新教育課程」開始。コース名変更を(「文理特進」「総合進学」の 2 コースへ)。新入生オリエンテーション学習合宿(2泊3日)開始。本館に学習室設置。本館三階テラスガーデン(同窓会より寄贈)。
平成 16 年(2004)	陸上競技部インターハイ総合優勝。 オーストラリア語学研修ホームステイ(10日間)実施。
平成 17 年(2005)	新制服(BENETTONスーツ/鞆、靴ほか)開始。
平成 18 年(2006)	総合モデレーションコースを設置。
平成 19 年(2007)	創立八十周年記念式典行事(吹田メイシアター)。
平成 20 年(2008)	男女共学開始。
平成 22 年(2010)	南新館完成(四階建て)。
平成 24 年(2012)	職員室 ICT 化。
平成 26 年(2014)	北館、東館耐震化工事完了。
平成 27 年(2015)	南館、武道場耐震化工事完了、大阪高校後援会解散、育友会へ継続。
平成 30 年(2018)	創立五十周年記念会館耐震化工事完了。体育館新築工事開始。
平成 31 年 令和元年(2019)	探究コース開設。新体育館完成。
令和 2 年(2020)	全館 WiFi 対応

C. 歴代理事長

代	理 事 長 名	期 間
1	深 川 重 義	昭和 19 ～ 昭和 22
2	深 川 実	昭和 22 ～ 昭和 41
3	松 尾 高 一	昭和 41 ～ 昭和 43
4	深 川 純 一	昭和 43 ～ 平成 31
5	深 川 博 之	平成 31 ～

D. 歴代校長

代	校 長 名	期 間	備 考
1	深 川 重 義	昭和 2 ～ 昭和 22	昭和 19 ～理事長兼務
2	山 中 恵 教	昭和 22 ～ 昭和 23	教頭（校長代行）
3	深 川 実	昭和 23 ～ 昭和 25	理事長兼務
4	龍 華 行 信	昭和 25 ～ 昭和 44	
5	岸 本 一 之	昭和 44 ～ 平成 6	
6	榊 倬 二	平成 6 ～ 平成 21	
7	岡 本 博	平成 22 ～ 平成 25	
8	岩 本 信 久	平成 25 ～	理事兼務

E. 学園理事(2022年度)

理事長	理事(校長)	理 事	理 事	理 事
深川 博之	岩本 信久	吉岡 博忠	工藤 優彦	佐藤 栄一

Ⅱ

学校生活の基本

A. 生活スケジュール

1. 学習と授業に関すること

イ. 本校は全日制課程普通科高校です。3学期制、学校週6日制（月曜から土曜まで通常授業）です。
（下表は今年度予定）

第1学期	4月1日（金） から 8月31日（水）
内、春休み	新入生は4月5日（火）まで 新2・3年生は4月6日（水）まで
内、夏休み	7月22日（金） から 8月31日（水）
第2学期	9月1日（木） から 12月31日（土）
内、冬休み	12月23日（金） から 1月6日（金）
第3学期	1月1日（日） から 3月31日（金）

*年度によって、多少変更が生じることもあります。

*その他、定期考査、学校行事などは、『2022年度大阪高校年間予定表』を参照。

ロ. 学校生活の時間について＝始業時間、各授業時間および終業時間

◎電車通学、自転車通学など事故や混雑を避けるため、時間の余裕を持って登校すること。

*始業時間10分前には教室に入り、授業の準備を済ませておくこと。

◎平常授業は50分授業/1 限目、 5 限目の開始 5 分前には予鈴チャイムが鳴ります。		
早朝学習	午前 8 : 2 0 ~ 午前 8 : 3 0	◎月曜日～金曜日は左表の通り。土曜日は 4 時限目まで授業。 ◎授業の合間 1 0 分間は《移動と準備の時間》です。 ◎ <u>総合コース</u> は 6 時限終了後、SHR・清掃です。早朝学習が毎日あります。
1 時限目	午前 8 : 4 0 ~ 午前 9 : 3 0	
2 時限目	午前 9 : 4 0 ~ 午前 1 0 : 3 0	
3 時限目	午前 1 0 : 4 0 ~ 午前 1 1 : 3 0	
4 時限目	午前 1 1 : 4 0 ~ 午後 0 : 3 0	
昼休み (昼食・休憩時間)	午後 0 : 3 0 ~ 午後 1 : 1 0	
5 時限目	午後 1 : 1 0 ~ 午後 2 : 0 0	
6 時限目	午後 2 : 1 0 ~ 午後 3 : 0 0	
7 時限目	午後 3 : 1 0 ~ 午後 4 : 0 0	◎ <u>文理コース</u> は 7 時限終了後 (水曜日は 6 時限終了後)、SHR・清掃です。早朝学習が毎日あります。
SHR (諸伝達ほか)	午後 4 : 0 0 ~	
* 教室・廊下は毎日清掃し、整理整頓を心がけ清潔で快適な学習環境を維持する。 * 終了後は、教室の消灯および施錠を確認。		
放課後は、クラブ活動、生徒会活動、特別講座など。図書室も利用しましょう。		

2. 始業時間

- イ. 早朝学習が 8 時20分より開始されます。
日程及び科目・範囲は別途連絡します。
- ロ. 1 限目の授業は、午前 8 時40分に始まります。
- ハ. 始業式、終業式は、午前 8 時40分点呼です。

3. 終業時間

- イ. 授業終了後、毎日 SHR(終礼)で各種連絡があり、その後掃除があります。
- ロ. 月～金曜日
文理特進コース：7 時限授業で、午後 4 時授業終了です。
(水曜日は 6 時限授業で午後 3 時授業終了です。)
総合進学コース・探究コース：6 時限授業で、午後 3 時授業終了です。
- 土曜日
4 時限授業で、午後 0 時30分授業終了です。

4. 放課後の課外活動

イ. 生徒会活動

- ①本校生徒は自動的に生徒会会員となり、生徒会行事やクラブ活動などに参加できます。
- ②本校生徒は改選時、生徒会執行部に立候補することができます。選挙を経て選出され、任期は 1 年です。
- ③生徒会活動の内容は文化祭、体育祭を中心とした行事活動や要求運動、他校交流など多岐にわたります。
- ④クラスで選出された代議員は生徒会活動に協力し、生徒会執行部が開く代議員会に出席します。
- ⑤クラスの自治活動は、生徒会活動の基礎となるもので、また同時に生徒会活動の発展を促す大切な活動です。

※生徒会会則及び機構は、生徒手帳を参照してください。

ロ. クラブ活動

- ①入部時期は特に定められていませんので、随時入部することができます。
- ②入部を希望する場合、保護者の了解のもと、希望クラブの顧問まで「クラブ入部届(様式 1)」(「手引き」P. 45)を提出し、承認を得ること。
- ③入(退)部金はありますが、クラブによって個人装備、合宿、遠征等、必要になるところもあります。
- ④活動時間は原則として平日 19 時、土曜日 17 時完全下校とします。それ以降の活動は担当顧問の許可を必要とします。また、活動期間や活動曜日はクラブにより異なります。

ハ. 補習(補講)

不定期に授業の弱点を補完します。

二. 特別講座

長期休暇中や放課後に特別講座が開講されます。各学年、各コースによって講座内容が違います。それぞれの時期に申し込み用紙を配布します。受講料は無料。テキスト代など実費が必要な場合もあります。

B. 成績評価関係と進級・卒業について

1. 成績の通知

毎学期末に成績を5段階(絶対評価)により評定し、成績通知票を通じて本人及び保護者に知らせます。

2. 成績評価について

学習成績は各科目の学習目標に照らし、到達度を次のように5段階の絶対評価で示します。

評価	成績の基準
5	十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
4	十分満足できると判断されるもの
3	おおむね満足できると判断されるもの
2	努力を要すると判断されるもの
1	努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの

3. 評価方法について

- イ. 成績は、定期考査の結果だけではなく、普段の授業中の態度、課題の提出状況や内容、小テストの結果、出席状況等を加味し、総合的に評価します。
- ロ. 科目の授業欠席時間数が授業時間数の3分の1を超えた場合、その科目については、成績の如何にかかわらず「1」となります。但し、授業遅刻・授業早退は3回で1時間の授業欠席となります。
- ハ. 各考査や各学期で成績の芳しくない生徒を対象に補講や課題等の指導が行われ、一定の成績向上が認められた場合、成績に加味します。

4. 進級・卒業について

- イ. 学年末に成績評価「1」が1科目でもある場合は、進級(卒業)判定会議で審議し、1年間の成績の推移や授業態度、生活状況、出席状況等を考え合わせ、総合的に原級留置か仮進級(仮卒業)かを判断します。
- ロ. 仮進級(仮卒業)に決定した生徒は、評価が「1」である科目について追認試験があります。
- ハ. 追認試験の結果、成績の向上が認められた時には、本進級(本卒業)となります。
- ニ. 追認試験の結果、成績の向上が認められない時には、原級留置となります。
- ホ. 原級留置の場合、次年度その学年の全ての科目を再履修しなければなりません。
- ヘ. 年間の学校欠席日数が「出席しなければいけない日数」(=[年間登校予定日数]^{(注)※} - [忌引き・出席停止等の日数])の4分の1を超えた場合、進級が難しくなります。なお、遅刻・早退は3回で1日欠席となります。

(注)※ [年間登校予定日数] とは、各年度に発行する『大阪高校年間予定表』に基づく教科・行事等の教育課程実施日数のすべてをいいます。

- ト. 進級(卒業)には、学費(授業料及び諸費用)が全納されていることを必要とします。

5. 定期考査について

- イ. 定期考査は毎学期の中間、期末に行います。但し、3学期は学年末考査のみ行います。
 - ロ. 考査開始後、30分を超えて遅刻した者は受験できません。
 - ハ. トイレは、必ず休み時間に済ませておくこと。
 - ニ. 考査中、もしトイレで退室を願い出る場合、挙手をし、監督教員の許可を得、付き添い教員と行くこと。後、再入室し続ける。但し、時間の延長は認めない。
 - ホ. 考査中、不正行為をした者は当該教科0点、及び校則により懲戒となります。
- 〈注意〉考査中の不正行為にはカンニング（他人の答案やポケット等に隠していたメモを見る）の他、次の行為を含みます。

- ①スマートフォン・スマートウォッチ・携帯電話の所持、机の中に入っている
※電源を切って、カバンの中に入れること
- ②学用品の貸借
- ③答案作成に必要でないものの所持
- ④監督教師の指示、注意に従わない行為
- ⑤考査場の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼす行為
- ⑥答案の不提出
- ⑦考査中、机の中に教科書等・ノート類を入れたままにすること
- ⑧トイレ等で入退室の際の①～⑤の行為

C. 授業・学習の心構え

- 1. 授業を受けるときは静粛を旨として、学力の増進に努力すること。
- 2. 毎日予習復習を必ずすること。
- 3. 学習にあたって理解できない時は、休憩時間や放課後を利用して担当教師に教えてもらうようにすること。
- 4. 放課後の補習、休み期間の講座や外部模擬試験等に進んで参加すること。

D. 教室移動について

授業に支障が無いよう速やかな移動を心がける。教室が空になる場合には、日直当番が最後の施錠確認および鍵の管理をする。貴重品については、極力学校に持ってこないことを心がけるとともに、やむをえない場合担任に預けること。

1. 体育の授業について

※貴重品は授業時に携帯し、担当教師の指示に従うこと。

イ. 見学する場合

- ①病気、その他の理由で、やむを得ず見学しなければならない時は、各授業時間の始まる前に「体育授業見学届（様式3）」（「手引き」P47）を体育担当者に提出すること。見学届には保護者の承認が必要です。
- ②長期にわたる場合は、医師の診断書を添付すること。
- ③見学者は原則として体育服装に着替えて、病状に差し支えない範囲で授業に参加すること。

ロ. 体育の服装

- ①学校制定の体操服を着用すること。
- ②靴はグラウンドシューズを使用すること。尚、体育館・武道場内では体育館シューズを使用すること。
- ③体育服装、シューズ等、自分の持ち物には、全て名前を記入すること。

ハ. 水泳授業について（男子のみ）

- ①更衣は教室で行い、水泳パンツの上に体操服を着て集合すること。その際、バスタオルを持参すること。
- ②水泳パンツは黒か紺の無地のものを使用し、水泳帽をかぶること。（学校販売がある）
- ③手足の爪は必ず切っておくこと。
- ④中学時に使用していた水着の着用は可です。
- ⑤プールサイドは非常に滑りやすいので、絶対に走ったり、悪ふざけをしたりしないこと。
- ⑥その他、教師の指示を厳守すること。

ニ. 体育委員の役割

体育委員は、たえず体育教師と連絡を密にし、教師の指示をすみやかにクラス全員に伝え、授業の円滑、充実に心がけること。

ホ. 女子更衣室について

- ①授業開始時刻に遅れないよう速やかに移動し、更衣すること。
- ②他クラスとの共同使用も多く、放課後も利用されます。お互い気持ちよく使うために、常に整理・整頓・清潔を心がけること。

【MEMO用欄】

E. 教育課程表

令和4年度(2022年度)入学生用 教育課程表

別表(1)－1

	年度	標準 単 位数	2022									2023																		
	学年		第1学年									第2学年																		
	コース		文理			総合			探究			文理					総合					探究								
										理系			文系			理系			文系			自然探究			人文探究					
国 語	現代の国語 言語文化 論理国語 古典探究 現代文演習 選択国語	2 2 4 4	現代の国語 言語文化	3 3		現代の国語 言語文化	3 3		現代の国語 言語文化	3 3		論理国語 古典探究	3 2	5	論理国語 古典探究	4 3	7	論理国語	3	3	論理国語 古典探究 選択国語※1	3 3 (2) 6 または 8	3	論理国語	3	3	論理国語 古典探究	3 2	5	
地 理 歴 史	地理総合 地理探究 歴史総合 日本史探究 世界史探究 日本史演習 世界史演習 選択地歴	2 3 2 3 3	地理総合 歴史総合	2 2	6	地理総合 歴史総合	2 2	4	地理総合 歴史総合	2 2	4	歴史総合	2	2	日本史探究 世界史探究 }-1つ	(3) (3)	3			3	日本史探究 世界史探究 }-1つ	(3) (3)	(2) 3 または 5				地理探究	3		
公 民	公共 倫理 政治・経済 選択公民	2 2 2										公共	2	2	公共	3	3	公共	3	3	選択公民※1	3 (2) 3 または 5	3	公共	3	3	公共	3	3	
数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C 数学演習 数Ⅰ・A演習 数Ⅱ・B演習 選択数学	3 4 3 2 2 2	数学Ⅰ 数学A	4 3	7	数学Ⅰ 数学A	4 2	6	数学Ⅰ 数学A	3 2	5	数学Ⅱ 数学B	4 3	7	数学Ⅱ 数学B	4 3	7	数学Ⅱ 数学B	4 3	7	数学Ⅱ 数学B 選択数学※1	2 (2) 2 または 4	6	数学Ⅱ 数学B	4 2	4	数学Ⅱ	4	4	
理 科	物理基礎 生物基礎 化学基礎 地学基礎 物理 生物 化学 物理演習 生物演習 身近な科学 選択理科	2 2 2 2 4 4 4	化学基礎 地学基礎	2 2	4	化学基礎 地学基礎	2 2	4	化学基礎 地学基礎	2 2	4	物理基礎 生物基礎 }-1つ	(3) (3)	6	生物基礎	2	2	物理基礎 生物基礎 }-1つ	(3) (3)	6	生物基礎	3	(2) 3 または 5	5	物理基礎 生物基礎 }-1つ	(2) (2)	5	物理基礎 生物基礎 }-1つ	(2) (2)	2
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅰ 論理・表現Ⅱ 論理・表現Ⅲ 英語演習Ⅰ 英語演習Ⅱ 英語演習Ⅲ 選択英語	3 4 4 2 2 2	英語コミュニケーションⅠ 論理・表現Ⅰ 英語演習Ⅰ	3 3 2	8	英語コミュニケーションⅠ 論理・表現Ⅰ 英語演習Ⅰ	3 2 2	5	英語コミュニケーションⅠ 論理・表現Ⅰ 英語演習Ⅰ	3 2 2	5	英語コミュニケーションⅡ 論理・表現Ⅱ 英語演習Ⅱ	3 3 2	8	英語コミュニケーションⅡ 論理・表現Ⅱ 英語演習Ⅱ	3 3 2	8	英語コミュニケーションⅡ 論理・表現Ⅱ 英語演習Ⅱ 選択英語※1	3 3 (2) 6 または 8	6	3	3	英語コミュニケーションⅡ 論理・表現Ⅱ	3 3	6	英語コミュニケーションⅡ 論理・表現Ⅱ	3 3	6		
体 育 健	体育 保健 選択保健体育	7～8 2	体育 保健	2 1	3	体育 保健	2 1	3	体育 保健	2 1	3	体育 保健	3 1	4	体育 保健	3 1	4	体育 保健	3 1	4	体育 保健	3 1	4	体育 保健	3 1	4	体育 保健	3 1	4	
家 庭	家庭基礎 選択家庭	2										家庭基礎	2	2	家庭基礎	2	2	家庭基礎	2	2	家庭基礎	2	2	家庭基礎	2	2	家庭基礎	2	2	
芸 術	音楽Ⅰ 美術Ⅰ 書道Ⅰ 美術探究 選択芸術	2 2 2	音楽Ⅰ }-1つ 美術Ⅰ }-1つ 書道Ⅰ }-1つ	(2) (2) (2)	2	音楽Ⅰ }-1つ 美術Ⅰ }-1つ 書道Ⅰ }-1つ	(2) (2) (2)	2	音楽Ⅰ }-1つ 美術Ⅰ }-1つ 書道Ⅰ }-1つ	(2) (2) (2)	2						美術探究	1	1	美術探究 選択芸術※1	1 (2) 1 または 3									
情 報	情報Ⅰ 選択情報	2	情報Ⅰ	2	2	情報Ⅰ	2	2	情報Ⅰ	2	2																			
総合的な探究の時間		3～6	ライフデザインⅠ	1	1	ライフデザインⅠ	1	1	探究基礎	2	2	ライフデザインⅡ	1	1	ライフデザインⅡ	1	1	ライフデザインⅡ	1	1	ライフデザインⅡ	1	1	探究ゼミⅠ	3	3	探究ゼミⅠ	3	3	
小計				37			33			33			37			37			33			33			32			32		
特別活動 ホームルーム 計			LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	2	2	LHR	2	2	
				38			34			34			38			38			34			34			34			34		

※1いずれか1つを選択

令和4年度(2022年度)入学生用 教育課程表

別表(1)－2

	年度	標準 単 位数	2024																		
	学年		第3学年																		
	コース		文理						総合						探究						
			理系			文系			理系			文系			自然探究			人文探究			
国 語	現代の国語 言語文化 論理国語 古典探究 現代文演習 選択国語	2 2 4 4	論理国語 古典探究	3 2	5 または 7	論理国語 古典探究	4 4	8 または 10	論理国語	2	2 または 4	論理国語 古典探究 現代文演習 選択国語※9	3 3 2 (2)	8 または 10	論理国語	3	3	論理国語 古典探究 現代文演習	3 3 2	8	
	地理総合 地理探究 歴史総合 日本史探究 世界史探究 日本史演習 世界史演習 選択地歴	2 3 2 3 3				日本史探究 世界史探究 日本史演習 世界史演習	1つ (5) (5) (2) (2)	7	選択地歴※8	(2)	0 または 2	選択地歴※9	(2)	4 または 6				地理探究	4	4	
公民	公共 倫理 政治・経済 選択公民	2 2 2	政治・経済	2	2	政治・経済	3	3	政治・経済 選択公民※8	2 (2)	2 または 4	政治・経済 選択公民※9	3 (2)	3 または 5	倫理 政治・経済※12	2 (4)	2 または 6	政治・経済※13	(4)	0 または 4	
数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C 数学演習 数Ⅰ・A演習 数Ⅱ・B演習 選択数学	3 4 3 2 2 2	数学Ⅲ※2	5	7 または 9	数Ⅰ・A演習	2	2	数学Ⅲ※6	4	2 3 3 4 (2)	7 または 9	数学Ⅱ	2 (2)	数学Ⅲ※10	(4)	6	数学B	2	2	
理 科	物理基礎 生物基礎 化学基礎 地学基礎 物理 生物 化学 物理演習 生物演習 身近な科学 選択理科	2 2 2 2 4 4 4	物理 生物 化学	1つ (5) (5) 4	9	身近な科学	3	3	生物 物理 化学	1つ (5) (5) 3	8 または 10	身近な科学 選択理科※9	2 (2)	2 または 4	物理※12 生物※12 化学	(4) (4) 3	3 または 7	物理※13 生物※13	(4) (4)	0 または 4	
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅰ 論理・表現Ⅱ 論理・表現Ⅲ 英語演習Ⅰ 英語演習Ⅱ 英語演習Ⅲ 選択英語	3 4 4 2 2 2	英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅲ 英語演習Ⅲ 選択英語※4	3 3 2 (2)	8 または 10	英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅲ 英語演習Ⅲ 選択英語※5	3 3 2 (2)	8 または 10	英語コミュニケーションⅢ 3 (3)	3 (3)	8 または 10	英語コミュニケーションⅢ 3 (3)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	英語コミュニケーションⅢ 4 (4)	8 または 10	
体 育 保 健	体育 保健 選択保健体育	7～8 2	体育	3	3	体育	3	3	体育	3	3	体育	3	3	体育	3	3	体育	3	3	
家 庭	家庭基礎 選択家庭	2							選択家庭※8	(2)	0 または 2	選択家庭※9	(2)	0 または 2							
芸 術	音楽Ⅰ 美術Ⅰ 書道Ⅰ 美術探究 選択芸術	2 2 2							選択芸術※8	(2)	0 または 2	選択芸術※9	(2)	0 または 2							
情 報	情報Ⅰ 選択情報	2							選択情報※8	(2)	0 または 2	選択情報※9	(2)	0 または 2							
総合的な探究の時間		3～6	ライフデザインⅢ	1	1	ライフデザインⅢ	1	1	ライフデザインⅢ	1	1	ライフデザインⅢ	1	1	探究ゼミⅡ	3	3	探究ゼミⅡ	3	3	
小計				37			37			33			33			32			32		
特別活動 ホームルーム			LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	1	1	LHR	2	2	LHR	2	2	
合計				38			38			34			34			34			34		

※2 または ※3を選択 ※5いずれか1つを選択 ※6 または ※7を選択 ※9いずれか1つを選択 ※10または※11を選択 ※13＝ 政治・経済 または 生物または 物理を選択
※2＝ 数学Ⅲ＋数学C＋数学演習 ※6＝ 数学Ⅲ＋数学C＋数学演習 ※10＝数学Ⅲ＋数学C
※3＝ 数Ⅰ・A演習＋数Ⅱ・B演習＋※4 いずれか1つを選択 ※7＝ 数Ⅰ・A演習＋数Ⅱ・B演習＋※8いずれか1つを選択 ※11＝数学演習
※12＝政治・経済 または 生物または 物理を選択

F. 本校の留学規定について

1. 外国の高等学校に留学しようとする場合、「留学願（様式4）」（「手引き」P.48）によって願い出ること。
2. 教育上有益と認められる場合、留学を許可します。
3. 留学の期間は1年以内とします。
4. 留学を終了したとき、「成績証明書」等、あらゆる資料を総合的に判断し、文科省の規定により30単位以内で単位を認定します。
5. 単位修得の状況により、進級（卒業）を認めます。
6. 留学中の学費については、復学時に留学開始学年の学費（1カ年分）の2分の1を徴収します。
その他の経費は実費を徴収します。
※その他の細目は、留学希望者に連絡します。

G. 転学・退学・休学・復学について

担任の先生や関係の先生方とよく相談をしてください。

（参考）転学はP37 学則第15条、退学はP37 学則第17条、休学はP38 学則第19条、
復学はP38 学則第20条に記載してあります。

Ⅲ

学校生活のルール

A. 生徒心得

人の言動は端的にその人の人格を表すものです。

本校に学ぶものは自己に対する謙虚さ（modesty）と他者に対する敬意（respect）を旨として、気品あふれる言動を心がけてください。

- 1 学ぶことを大切にして、自分を大きく育てる。
- 2 他の人の権利や学習を大切にして、仲間と共に成長する。
- 3 誰に対しても礼儀正しく、心をこめて挨拶をする。
- 4 誰に対しても正しい言葉遣いをして、真摯に接する。
- 5 身だしなみを整え、制服を正しく美しく着こなす。

B. 身だしなみ

学ぶにふさわしい清楚で清潔な身だしなみを心がけ、品位を下げるような髪型やアクセサリー類の使用は禁止です。

1. 頭髮
 - イ 一切の髪の変色、パーマやカール、エクステンション、段差が明確な髪型や奇抜な髪型などについて禁止する。
 - ロ 男子は肩にかかるような長髪は避け、前髪も目にかからないようにすること。
 - ハ 女子の場合は、長い髪を束ねたり、前髪が目にかからないようにします。なお、頭髪を束ねる場合、細いゴムひもや目立たないヘアーピンなどを使用すること。
2. 化粧・ピアス・アクセサリー類
 - イ 化粧やマニキュアをしてはいけません。
 - ロ ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・カチューシャ・バレッタなどの装飾品を身につけないこと。
3. 制服
 - イ 正しく美しく着こなす。
 - ロ 変形させたり、変則的な着方をしない。
 - ハ 破れたり、変形したときは、元通りに直す。

C. 制服規定

制服を規定通り正しく着るだけでなく、自分の品性や文化性を育てるためにも、美しく着こなすことを心がける。

- 1 登下校は規定通り、正しく制服を着用する。
- 2 ネクタイ・リボンを着用しなくてよいクールビズ期間は、原則5月1日～9月30日とします。
- 3 市販のピーコート・セーター・ベスト・カーディガンなどは認めていません。
- 4 マフラー・ネックウォーマーは単色のみ市販のものを認めます。
- 5 手袋は市販のものの使用を認めています。
- 6 帽子の使用は認めていません。
- 7 夏服着用期間は、クーラーによる冷えすぎ防止のため、教室内での制定体操服上着の着用を認めます。

C-1 男子制服規定細目

- 1 制定品は、上着・ズボン・シャツ・ネクタイ・ベルト・革靴・カバンです。
- 2 靴下は特に定めていないが、制定のスーツに似つかわしいものを選び、着用すること。

C-2 女子制服規定細目

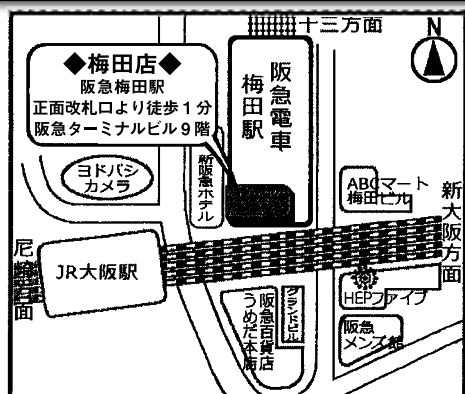
- 1 制定品は、上着・スカート・ピンクのシャツ・リボン・革靴・カバンです。
- 2 インナーウェアの柄は無地を着用すること。(中の下着が透けないものを着用)
- 3 ズボンスタイルは男子の規定に準ずること。
- 4 靴下は、「ベネトンワンポイントの黒色または紺色のハイソックス」か「市販の黒色無地または紺色無地のソックス・ハイソックス(ワンポイントまで可)または、タイツ・ストッキング」を使用すること。

C-3 その他の規定細目

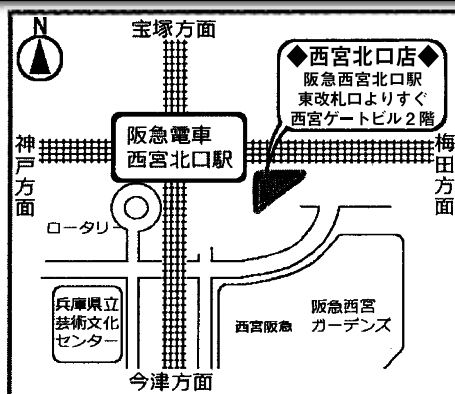
- 1 制定靴は四種類あります。「通学用革靴」と「上履き」と「体育館シューズ」と「グランドシューズ」です。
- 2 制定靴は決められたシューズボックスなどで管理すること。
- 3 グランドシューズは、屋外での体育授業のとき使用するだけで、登下校での使用を禁止します。
- 4 シューズボックスは施錠し、自己管理すること。
- 5 登下校には、必ず制定カバンを持参すること。
- 6 クラブで統一したカバンを作成し許可された場合は、そのカバンのみでの登下校を認めます。
- 7 制定体操服は、ジャージ上下・ハーフパンツ・半袖Tシャツ・ロングTシャツの五点で男女共通です。

C-4 制服などの問い合わせ

阪急百貨店ユニフォーム学生服売場 梅田店のご案内



阪急百貨店ユニフォーム学生服売場 西宮店北口のご案内



営業時間…あさ10時～よる7時
(但し7、8月はよる6時まで)
電話番号…06-6454-9001
(コールセンター)

※体操服、通学靴、グランドシューズ、体育館シューズ、上履きは、阪急百貨店では販売していません。

保護者・本人が直接各業者に連絡をして購入してください。連絡先のプリントは、事務室または職員室に備えています。

D. 登下校のマナーと自転車通学について

1. 登下校のマナー

- イ 車内ではお年寄りや体の弱い方には常に席をゆずるなどマナーを守ること。また、出入口に立ちふさがることなく、ふざけたり、大声で話をしたりして他人に迷惑をかけないこと。
- ロ 相川駅から生徒通門までの通学路は広がって歩かないこと。
- ハ 混雑した場所では、背負っているカバンをおろし、手に持つなど、周りに配慮すること。

2. 自転車通学に関する事項

- イ 自転車保険に必ず加入していること。加入しない場合は自転車での通学を許可しない。
- ロ 自転車通学許可願に必要事項を記入し、レインウェアを添えて担任に申し込み、登録をすること。(シール代100円) ※自転車通学許可願は、P49(様式5)
- ハ 通学用自転車の後部に本校指定のシールを貼ること。登録シールのない自転車の乗り入れは禁止します。なお、自転車を買替えた場合も必ず登録し、新しいシールを貼ること。
その際のシール代も100円必要です。
- ニ 自転車は学年ごとの指定された場所に駐輪すること。
- ホ 登下校の際、交通ルールを守り、安全運転を心がけること。

傘をさしながらの運転は法令で禁止されています(道交法71条6項・大阪府道路交通規則13条)。
雨天時の自転車登校はレインウェア(雨具)を着用して通学すること。

- ・違反4回で、学期中の自転車通学禁止
- ・違反5回で、自転車通学許可の取り消し

また、以下の禁止事項を守ること。

- ・一時停止違反 ・歩行者への妨害 ・二人乗り ・夜間の無灯火
- ・携帯電話(スマホを含む)を使用しながらの運転 ・並走 ・音楽を聞きながらの運転

E. 欠席・遅刻等のルール

1. 欠席・遅刻について

- イ 欠席や遅刻をするときは、保護者が8時10分までに学校に電話し、担任に連絡すること。
- ロ 年間の学校欠席日数が「出席しなければいけない日数」(=^{(注)※}[年間登校予定日数] - [忌引き・出席停止等の日数])の4分の1を超えた場合、進級が難しくなります。なお、遅刻・早退は3回で1日欠席となります。

(注)※ [年間登校予定日数] とは、各年度に発行する『大阪高校年間予定表』に基づく教科・行事等の教育課程実施日数のすべてをいう。

- ハ 科目の授業欠席時間数が授業時間数の3分の1を超えた場合、その科目については、成績の如何にかかわらず「1」となります。
- ニ 出席停止・忌引き・公認欠席等は以下の通りです。

(1) 欠席・遅刻・早退扱いにはならず、年間登校予定日数から除外する場合(出席停止・忌引等)

- ① 忌引は、父母7日間、祖父母兄弟姉妹3日間、曾祖父母叔父叔母1日となります。
- ② 学校感染症と認められた場合は出席停止となります。その際、医師の診断書または

『学校感染症受診届及び登校許可証（様式6）』（「手引き」P.50）が必要です。

③ ①～③以外で、特に学校長が認めた場合。

(2) 欠席・遅刻・早退扱いにはならない場合（公認欠席）

① 公共交通機関の延着で、学校にその旨連絡が入った場合、または HP 等で掲載された場合。

② 入学試験・就職試験の場合。

ただし、イベント等（大学・専門学校のオープンキャンパスや説明会等）に参加する場合は公認欠席にはなりません。

③ 公傷（体育授業、クラブ活動など）による欠席・遅刻・早退の場合。

ただし、合計7日間を限度とします。

④ 公式の課外活動等、外部で開催された場合。

⑤ 特別永住者証明書を受け取りに行った場合。

⑥ ①～⑤以外で、特に学校長が認めた場合。

2. 入室許可書と早退・外出・異装許可について

イ 遅刻した場合、職員室において「入室許可書」を記入し、印を押してもらい、教室に持参すること。なお、電車・バス等の延着証明書がある場合はそのとき示すこと。

ロ 無断で早退をしたり、学校外に出ることは許されません。事情がある場合は担任に申し出て、早退や外出の「許可書」をもらうこと。

ハ やむを得ない事情で制服等を着用できないときや、その他の異装は生徒手帳の「保護者と学校の連絡欄」に必要事項を記入後、担任に提出して許可を受けること。

<入室許可書>

※所定の場所で受取り、記入すること

入 室 許 可 書			
年 月 日 () 曜日			
年 組		番	
氏 名			
登校時間 (登校時間を記入)			
1 限	(:)	2 限	(:)
3 限	(:)	4 限	(:)
昼休み	(:)	5 限～	(:)
遅刻の理由 (主なもの1つ、項目に○印)			
1	寝過ごし		
2	病気 (カゼ・腹痛・頭痛・ケガ・その他)		
3	通院 [病院]		
4	延着 (バス・電車) 証明あり・なし [] 線 [] 分延着		
A	忘れ物 落し物		
B	自転車のトラブル		
C	その他、理由を記入のこと		

<早退・外出等の許可書>

※担任の先生に申し出ること

(控) 早退・外出 (その他) 許 可			
生徒氏名			
許可月日又は期間			
許可の理由			
許可する 月 日 学級担任 印 右は より () 月 日 時 まで のため 月 日 時 (早退・外出 その他) 許 可 証 氏 第 学 年 組 名			

F. 禁止事項と諸注意

- 1 単車については、免許証を取得すること・単車を購入すること・単車に乗ること乗せてもらうことのすべてが禁止です。
- 2 アルバイトについては、原則禁止しています。家庭の都合により必要なときは担任に相談すること。
- 3 学習に不要なものは学校に持ってこないこと。
- 4 スマートホン・携帯電話の授業中の使用は禁止であり、懲戒の対象になることもあります。
- 5 スマートホン・スマートウォッチ・携帯電話を試験中に所持、机の中に入っている場合、カンニング行為とみなし懲戒の対象になります。
- 6 スマートホン・携帯電話の休み時間における教室内での使用は、周囲の迷惑を考え、マナーには最大限の配慮をすること。
- 7 被写体となる本人の許可なく、スマートホンやタブレット端末等で撮影することは禁止です。また、撮影した画像や動画等を被写体本人の許可なく SNS 等に投稿した場合、懲戒の対象になることもあります。
- 8 各施設・設備・備品は大切に扱うこと。万一、破損した場合は担任もしくは事務所に届けること。
- 9 自分で管理することの困難な現金や貴重品は必ず、担任に預けること。
- 10 拾得物は職員室で一定期間保管します。

G. 違反者に対して

- 1 校則違反者はもちろんのこと、暴力・いじめ・喫煙・飲酒・窃盗など反社会的行為については厳しい懲戒・指導があります。特に、暴力・いじめや校内における窃盗については退学を含む処罰もありえます。
- 2 理由のない遅刻・欠席も指導対象になります。また、度重なる遅刻・欠席は保護者に来校していただき、改善への協力・支援をお願いします。
- 3 頭髪違反や異装については再登校指導にすることもあります。
- 4 化粧はすぐに落とす指導を行いますが、場合によっては再登校指導にすることもあります。
- 5 ピアスなど装飾品、規定違反のマフラーなどについては預かることも含めた処置をとります。

IV

施設利用・臨時休校

A. 各施設等の利用について

《放課後・休日・休暇中》

教室・会議室・運動場・体育館などを、放課後、休日に利用したい場合、学級担任・クラブ顧問等と相談の上、必要な処置・手続きをとってもらうこと。

※責任教諭が不在の下での利用は認めていません。

1. コンピュータ室（共通）

◎コンピュータ教室利用規定

学校・全生徒の共有の資産であるコンピュータを有効に活用するため、次の事項を守ってください。

- 必ず教師が立ち会う中でパソコンを使用する。
- コンピュータ教室に飲食物を持ち込まない。
- 液晶ディスプレイの画面には触れない。
- コンピュータの設定を変更しない。またはファイルを許可なく削除しない。
- データの記録は、指定された場所にする。
- 許可なくソフトをインストールしない。
- 落書き、消しゴムの使用等教室を汚すことはしない。
- インターネットの使用に関して
 - ①公序良俗に反するサイトに近づかない。
 - ②有料サイトや契約を必要とするサイトなどにアクセスしない。
 - ③学校や第三者に損害を与えた場合は、その全責任をとること。
 - ④ダウンロードやアップロードは指導教諭の許可を得ること。
 - ⑤その他、自己責任で操作すること。
- その他、指導教諭の指示に従うこと。

※場合によっては、機器の使用を制限または禁止することがあります。

※教室内の機材を壊してしまったときには、弁償をしてもらいます。

2. 保健室

〈保健室の利用について〉

イ. 学校管理下での事故、受傷、疾病等の応急的な手当を初回のみ行います。応急手当であるため、帰宅後は、必要に応じて専門の医療機関を受診し、翌日必ず担任に報告すること。

ロ. 保健室を利用する際は、原則として本人が申し出ること。

- ハ．緊急時以外は休み時間に来室すること。やむを得ず授業中に来室する時は、担任又は教科担当者に届け出てからにすること。
- ニ．内服薬の譲渡や医療行為を受けることはできません。
- ホ．休養する場合は、原則 1 時間程度とし、その後帰宅か授業継続かを、本人と関係者が判断します。

〈生徒の健康管理について〉

- イ．学校は、毎学年定期に健康診断を実施します。結果について、専門医受診を勧める場合や経過管理が必要な場合は、生徒と保護者にその旨を連絡します。
 - ロ．イの定期健康診断以外に、必要に応じ、健康調査・臨時健康診断を実施します。
- 学校管理下において受傷等があった場合は次のように対応します。

- ①応急手当の実施
- ②状況に応じた早退等の措置
- ③早期に医療機関の受診が必要な場合、医療機関への移送

3. 生徒相談室

男女のスクールカウンセラーがおります。場合によっては直接カウンセリングを受けることもできます。

4. 図書室

- イ．入口でロッカーに鞆等を預けて下さい。
 - ロ．書架から取り出した書籍類は、使用後元の場所に返却してください。
 - ハ．室外貸し出しは、生徒手帳に記載のバーコードを使って行います。本を借りるときは必ず持参して下さい。
 - ニ．貸出期間は 2 週間です。読み終えていない本は継続の手続きをして下さい。
 - ホ．読みたい本があればリクエストすることができます。
 - ヘ．書籍類は、一切書き込みをしたり、破損させたりしてはいけません。その時は現物、又は現物購入不可能な場合は金銭にて弁償の義務があります。
 - ト．室内には一切の飲食物類の持ち込みを禁止します。
 - チ．入室後は静粛をむねとし、ふざけたり大声で話をしてはいけません。
 - リ．開室時間 平日 12：00～19：00 土曜 12：00～17：00
- 但し、長期休業中・考査期間中は、開室時間に変更になります。

5. 体育施設全般

グラウンド及び体育館の使用法については下記①②に記しますが、体育施設全般についての使用法は以下の通りです。

- イ．体育施設の使用は、原則として正課体育の授業を優先する。
- ロ．クラブ活動は、原則として放課時から午後 7 時までとする。超過する場合は、保健体育科主任に申し出ること。

ハ、体育施設の設備、備品を無断で使用もしくは変更してはならない。

① グランドの使用について

- a. グランドでは、グランドシューズ、スパイクまたは運動靴を使用する。
- b. グランド内に設置してある器具備品等をみだりに移動してはならない。
- c. グランド使用後は必ず整備および整地し、施設維持に特に協力すること。
- d. グランド内での許可なき飲食および塵芥等の投棄を禁ずる。
- e. 雨天又はグランド軟弱な場合は、グランド内通行を禁止する。

※上記事項に違反した場合は直ちに使用を禁止し、退去を命ずる。

② 体育館の使用について

入学式・卒業式等の学校行事と体育の授業、クラブ活動に使用されています。

- a. 体育館使用のクラブの活動やその他の活動に支障のないように使用すること。
- b. 使用後は清掃を忘れないようにすること。床面を傷つけぬよう気をつけて使用すること。
- c. 体育館・武道場内での飲食は厳禁。

6. 駐輪場

- イ. 登録番号のない自転車は、学校内の乗り入れを禁じます。
- ロ. 本校所定の自転車置き場以外に、自転車を放置してはいけません。

7. テラスガーデン（本館3階屋上）

- イ. 利用時間 昼休み&放課後（日没まで）とします。
- ロ. 利用に関する禁止事項
 - ・自習時間の利用
 - ・フェンス内の立ち入り
 - ・声高な談笑
 - ・キャッチボール
 - ・立ち食い、歩き食い

職員室に入室・退室する時のマナー

1. 職員室へ入室する時は『失礼します』と一声かけて入りましょう。
2. 入室したら『〇年〇組の〇〇〇〇（自分の名前）ですが、〇〇先生、いらっしゃいますか？』などと自身のことを明らかにし、必要な用件をしっかりと伝えましょう。
3. 入室後は、礼儀正しく、丁寧な言葉遣いで話しましょう。
4. 退室するときは『失礼しました』と一礼し、静かに扉を閉めてください。

※その他の諸注意は記しませんが、職員室にふさわしい振る舞いを各自心がけてください。

B. 臨時休校について

1. 台風や大雨の場合

本校では台風が接近した時、大雨の時には、生徒の安全のために通学時間・交通機関などを考慮して、下記の規定を設けておりますのでご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

午前 7 時現在

大阪府の「大阪市」または「北大阪」に
『暴風警報』 または、『特別警報(暴風または大雨)』

が出ている場合は 休校 となり、自宅学習とします。

※大阪府以外で自分の居住地において、上記の警報が発令されている場合は、無理をして登校する必要はありません。警報が解除するまで自宅で待機してください。

※特別でない大雨・洪水警報の時は休校とはなりません。

※授業の途中で暴風警報が出た場合は学校で判断して帰宅させることもあります。その折は各家庭にご連絡できませんのでよろしくお願いいたします。

※学校からの配信メールやHPをこまめに確認してください。

※当日の電話でのお問い合わせは非常に混雑しますのでご遠慮ください。

<参考> 気象予報区分

北 大 阪…豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、三島郡、豊能郡

大 阪 市…大阪市

◎「特別警報」の扱いについて

2013年 8 月30日より「特別警報」が始まり、2013年の台風18号時には、近畿に初の発令がなされました。この警報は従来の警報より重大な災害を招く可能性が高いと予測される場合に発令されるもので、本校としても従来の「**暴風警報**」に加えて、「**特別警報**」に対しても休校措置をとります。ただし、「特別警報」の現象の種類は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の6つの現象に対して発令されますが、**本校所在地から鑑みて「大雨」「暴風」に対してのみ、上記措置となります。**

2. 地震や異常気象の場合

状況に応じて、独自の判断をする場合があります。

V

諸 手 続

A. 本校通学に関わるもの

1. 電車・バス等の定期券購入

イ. 諸手続は事務所で行ってください。

ロ. 通学証明書

a. 手続方法 各交通機関の指定の用紙に記入し、事務室窓口申し込む。

発行には生徒証明書が必要。

b. 備 考 次回からの購入は生徒証明書（通学区間に学校の証明印があるもの）と現在使用中の定期券で購入できます。

ただし、交通機関によっては毎回通学証明書が必要な場合があります。

2. 自転車通学

イ. 手続きは担任を通して行ってください。

ロ. 自転車通学許可願（様式 5）に必要事項を記入する。

ハ. 記入した許可願に登録シール代（100円）とレインウェアを添えて、担任に提出する。

ニ. もらった自転車シールは必ず使用自転車の後部に貼り、注意事項（P.23 参照）を守って通学すること。

ホ. レインウェア（雨合羽）および保険加入のない場合は、通学許可を受けることはできません。

B. 事務所取り扱いに関わるもの

1. 取り扱い時間

イ. 平日 8:30～17:00 土曜 8:30～14:00

但し、夏休み期間中は、

平日 8:30～16:30 土曜 8:30～14:00

ロ. 証明書の発行

《注意》 証明書は即時発行できません。必要なときは早めに申し込んでください。

証明書の種類によっては、日数の要する場合があります。

{ 午前中の申込み→当日の放課後に交付
 { 午後の申込み →翌日に交付

生徒証明書（生徒手帳）について**a. 生徒証明書番号**

番号は5桁で組み立てられています。各自の番号を黒色のボールペンではっきり書いて下さい。

1	0 1	0 1	(A… 0 1	B… 0 2	C… 0 3 …)
	□	□			
学年	組	出席番号			

b. 名前等の記入

生徒証明書に学年、組、番号、名前、年齢、生年月日、現住所を黒色のボールペンではっきり書いて下さい。

c. 生徒証明書の発行

毎年4月全校生にその年度の生徒証明書を発行します。

5月1日をすぎて写真に割印スタンプのない生徒証明書は無効となります。

d. 記入事項の変更

次の場合は指定の用紙により直ちに事務室窓口へ届け出て下さい。

- * 住所変更のとき。
- * 改姓したとき。

e. 紛失・破損したとき

直ちに事務室窓口へ届け出て再交付をうけて下さい。再交付には学校で撮影した写真一枚と手数料（500円）が必要です。（写真は担任の先生が保管）

2. 証明書、願、届、一覧

★各種証明書を受け取る際には、生徒手帳の提示が必要です。

イ. 生徒証明書再発行

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| a. 手続方法 | 指定の申込用紙により窓口へ提出する。 |
| b. 証明料 | 500円 |
| c. 備考 | 保護者㊤・担任㊤・生活支援センター長㊤・写真が必要（担任の先生が保管） |

ロ. 在学証明書

- | | |
|---------|----------------------|
| a. 手続方法 | 指定の申込用紙に記入し、窓口へ提出する。 |
| b. 証明料 | 200円 |
| c. 備考 | 担任の㊤が必要です。 |

ハ. 調査書

- | | |
|---------|----------------------|
| a. 手続方法 | 指定の申込用紙に記入し、窓口へ提出する。 |
| b. 証明料 | 200円 |
| c. 備考 | 担任の㊤が必要です。 |

ニ. 成績証明書、卒業見込証明書

- | | |
|---------|----------------------|
| a. 手続方法 | 指定の申込用紙に記入し、窓口へ提出する。 |
| b. 証明料 | 200円 |
| c. 備考 | 担任の㊤が必要です。 |

ホ. 学生割引証（学割）

- | | |
|---------|----------------------|
| a. 手続方法 | 指定の申込用紙に記入し、窓口へ提出する。 |
| b. 備考 | 保護者㊤・担任㊤が必要です。 |

3. 届出関係

イ. 住所変更届、保護者変更届、改姓・改名届

- a. 手続方法 届出書式（様式7）（「手引き」P.51）に記載し、担任に提出するとともに、事務室窓口へ提出して下さい。
- b. 備考 いずれも生徒指導要録、生徒個人票、生徒証明書の変更を伴います。
各種奨学金を受給されている場合は、奨学金団体指定の様式がありますので、事務室へご相談ください。

C. 学費について

1. 学 費

- イ. 学費納入は4月28日、9月28日、1月28日（3年生のみ1月13日）に入学時登録の銀行口座から自動引落とし致します。（土・日・祝日の場合は翌営業日）毎回引落としの案内を保護者宛に学費サイトまたは郵送にて致します。
- ロ. 引落とし期日に、学費の引落としが出来なかった時は督促します。指定日までに必ず入金して下さい。
- ハ. 引落とし指定日に何らかの理由で入金ができないときは保護者より延納願を必ず提出して下さい。（何月何日に納入予定等）
- ニ. 尚、学年末は延納できません。
- ホ. 延納願もなく督促に応じない時は登校停止、除籍、退学などの処分がありますのでご注意願います。（学則第31条）

ヘ.

		文理特進コース	総合進学コース	探究コース
授 業 料		606,000円	606,000円	606,000円
そ の 他 納 付 金		179,700円	167,700円	325,700円
内 訳	1. 育友会費	4,500円	4,500円	4,500円
	2. 生徒会費	5,000円	5,000円	5,000円
	3. 教材費	32,000円	32,000円	70,000円
	4. 模擬検定代	27,000円	15,000円	15,000円
	5. オリエンテーション合宿費	30,000円	30,000円	30,000円
	6. 修学旅行積立金	70,000円	70,000円	190,000円
	7. ロッカー代	6,200円	6,200円	6,200円
	8. クラス費	5,000円	5,000円	5,000円
総 計（年額）		785,700円	773,700円	931,700円

ト. 三期分納の内訳

		文理特進コース	総合進学コース	探究コース
4 月	一期	340,000円	340,000円	340,000円
9 月	二期	294,200円	282,200円	440,200円
1 月	三期	151,500円	151,500円	151,500円

◎重要なお知らせ

平成22年4月1日より、国の制度として「高等学校等就学支援金制度」ができました。保護者の所得によって異なります。また、大阪府、兵庫県などは独自制度として「授業料支援補助金」が創設されました。手続きなど詳細については、入学後お知らせします。これらはいずれも各自で申請しなければ支給されません。必ず期日を守って申請手続きをして下さい。

2. その他の費用

修学旅行費、郊外学習等の費用は事前に必ず保護者に文書で通知します。

D. 奨学金制度及び授業料補助金について

家計の経済的理由により修学が困難な時には、都道府県・機関の奨学金制度及び授業料補助金が整備されています。

1. 大阪府育英会

金額	年間授業料から就学支援金と授業料支援補助金を引いた額
区別	貸与
備考	所得制限あり

2. 都道府県による授業料軽減補助金（令和元年度の場合）

大阪府

金額	最大 467,200円
区別	給付
備考	所得制限あり

兵庫県

金額	最大 25,000円
区別	給付
備考	所得制限あり

イ. 上記奨学金・補助金以外に、交通遺児や「日本学生支援機構」の大学、専修学校予約奨学金などがあります。募集案内が届いたものは、順次ご案内させていただきます。

ロ. 以上の他、本校独自の深川奨学金もあります。

ハ. 以上の奨学金・補助金は、重複して受給できるものもあります。事務所までご相談ください。

※各市町村でも、奨学金制度を実施している場合があります。詳細は、お住まいの役所にお問い合わせください。

E. 学校感染症の欠席取り扱いについて

イ. 次の学校感染症にかかったときは、流行を防ぐため、医師の診断をもとに出席停止となります。また、集団発生した場合は、学級閉鎖などの措置がとられることがあります。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は、第一種の感染症とみなす。

※令和3年2月現在、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であるため、第一種とみなす。

(学校保健安全法施行規則第十八条、感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律による)

ハ. 発生した場合の取り扱い手順

①学校感染症に罹患した場合は、主治医の指示に従うと共に、速やかに学校に連絡をすること。

②主治医の登校許可により登校を認めます。登校時は、「学校感染症受診届及び登校許可証」を学級担任に提出すること。

※(「手引き」P.50 参照)(様式6)「学校感染症受診届及び登校許可証」をコピーして使用すること。

③「学校感染症受診届及び登校許可証」に従い出席停止の措置をとります。

F. 災害共済給付制度「日本スポーツ振興センター」について

これは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。本校では、全ての生徒が加入します。学校管理下での災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに災害共済給付を行う国、学校、保護者の三者による共済制度です。

イ. 概要

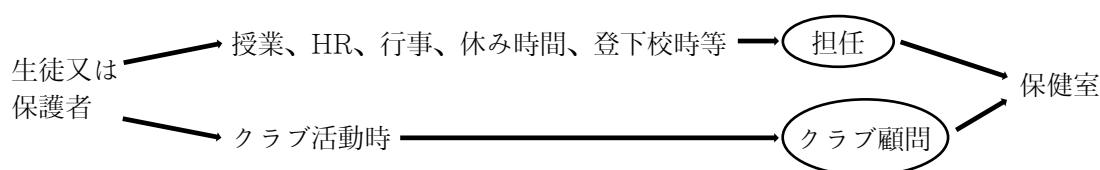
- ①センターは、給付金の支払いの請求があったときは、その請求内容を審査して、支払額を決定します。
- ②学校管理下で発生した災害に対して、給付が行われます。故意による災害や第三者からの損害賠償を受けた場合は、給付対象外となることがあります。
- ③災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効により消滅します。
- ④同一負傷・疾病に関する支給期間は、診療開始日から最長10年。
- ⑤一つの災害につき、総診療報酬請求点数（「医療等の状況」及び「調剤報酬明細書」等の合計点数）が500点未満の場合は、給付対象外。

ロ. 学校管理下の範囲

- ①生徒が法令の規定により、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- ②学校の教育課程に基づいて行われる、課外授業を受けているとき。
- ③休憩時間中に学校にいたり、その他学校長の指示又は承認に基づいて学校にいたり。
- ④通常の経路及び方法により通学するとき。

ハ. 手続きの方法

- ①生徒又は保護者は、学校管理下で発生した災害に対して、病院等にかかった際は、下記の担当者に申し出た後、速やかに保健室にて必要書類を受け取って下さい。



②書類の内容

- ・「災害報告書」・・・・・・・・・・災害発生時の担当教員が作成する。
- ・「医療等の状況」・・・・・・・・・・治療を受けた病院等で作成を依頼する。
- ・「調剤報酬明細書」・・・・・・・・・・薬を処方された薬局で作成の依頼をする。
- ・その他の書類・・・・・・・・・・必要に応じて、書類をそろえる。

※医療機関に書類作成の依頼の際、しばしば文書作成料が発生する医療機関があります。
治療費とは異なるため給付対象外である。（治療にかかる費用のみが給付対象）

※「医療等の状況」、「調剤報酬明細書」等の医療機関にて作成される書類は、月ごとに1枚必要であるため、数か月の治療を要する場合は、その月数分の書類が必要である。

- ③書類は、そろえて保健室に提出して下さい。中止、辞退の場合は、必ず保健室に届けて下さい。
- ④医療費の支給は、事務所より本人宛に通知し、支給します。
- ⑤期限内に所定の手続きがない場合は、権利を放棄したとみなします。

VI

学則・規約・会則

A. 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、大阪学園 大阪高等学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、大阪府大阪市東淀川区相川 2 丁目18番51号に置く。

第 2 章 課程及び収容定員

(課程及び収容定員)

第 4 条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。
全日制課程 普通科 1,920名(男女)

第 3 章 修業年限、学年、学期、休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、次のとおりとする。
全日制課程 3年

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の3学期とする。
第1学期 4月1日から 8月31日まで
第2学期 9月1日から 12月31日まで
第3学期 翌年1月1日から 3月31日まで
但し、校長は特別の事由がある場合、これを変更して定めることができる。

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 創立記念日 4月17日
(4) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
(6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
(7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。
4. 校長は、休業日を臨時で変更することができる。

第 4 章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第 9 条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期過程を修了した者
- (2) 外国において学校教育における 9 年の課程を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学及び編入学資格)

第 10 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ校長が認めた者とする。

2. 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第 11 条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(転入学及び編入学)

第 12 条 他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、選考の上転入学を許可することがある。

2. 本校に編入学を志望する生徒があるときは、選考の上編入学を許可することがある。

(出願手続)

第 13 条 入学を希望する者は、本校所定の入学志願書その他必要書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第 14 条 入学の許可を受けた者は、速やかに保護者と連署した誓約書及びその他の必要書類に入学金を添えて提出しなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第 15 条 生徒が、他の高等学校に転学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第 16 条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第 17 条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(復校)

第 18 条 前条の規定により退学した生徒が、退学後 1 年以内において復校を願い出たときは、教育上支障がなく正当な理由があると認めた場合、これを許可することがある。

(欠席、休学)

- 第 19 条 生徒が、病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、届け出なければならない。
2. 生徒が、病気その他やむを得ない理由により長期間出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書又はその理由を証する書類を添え、保護者と連署の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。
3. 休学期間は1年以内とする。

(復 学)

- 第 20 条 前条第2項の規定により休校中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、保護者と連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

- 第 21 条 生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌 引)

- 第 22 条 生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

- 第 23 条 生徒又は保護者の名前、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、授業日数、学年の課程修了の認定、卒業等

(教育課程)

- 第 24 条 本校の教育課程は、教科及び各教科以外の教育活動により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(授業日数)

- 第 25 条 授業日数は、年間35週を標準とする。

(課程修了の認定)

- 第 26 条 各学年の過程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。ただし、留学した生徒については、学年途中においても認定することがある。

(卒 業)

- 第 27 条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原学年留置)

- 第 28 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原学年に留め置くことがある。

(学習の評価)

- 第 29 条 学習の評価については、別に定める。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第 30 条 本校の職員は、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、校務員、学校医、なお必要に応じて講師、その他必要な職員をもって組織する。
2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
3. 副校長は、校長を補佐し、校長事故あるときはその職務を代行する。
4. 教頭は、校長、副校長を補佐し、教員の管理・監督を行い校務の整理を行う。
また、校長、副校長事故あるときはその職務を代行する。

第 7 章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料、入学金及び入学検定料)

第 31 条 本校の授業料、入学金及び入学検定料の額は、次のとおりとする。

区 分	全日制課程
授業料（年額） 令和 3 年度以降入学生	606,000 円
授業料（年額） 令和 2 年度入学生	586,000 円
入 学 金	200,000 円
入学検定料	20,000 円

2. 授業料については、3 期に分割して納入する。
3. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
4. 納入期限が過ぎても授業料を納入しない時は、督促する。督促を受けてから 2 週間を過ぎても納入しない時は、その生徒に退学を命ずることができる。
5. 既に納入した授業料、入学金、入学検定料は、原則として理由のいかんにかかわらず返還しない。
6. 休学、留学を許可された場合についても、既に納入した授業料は返還しない。ただし、休学中及び留学中における次の納期以降の授業料は徴収しない。
7. 授業料は、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することがある。

第 8 章 賞 罰

(褒 章)

第 32 条 生徒が、その成績、性行ともすぐれ他の模範となるときは、褒章することがある。

(懲 戒)

第 33 条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒のうち、退学、停学、譴責及び訓告は、校長が行うものとする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 9 章 雑 則

(雑 則)

第 34 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 4 月 1 日一部改正）

附則（平成 20 年 1 月 1 日一部改正）

附則（平成 20 年 4 月 1 日一部改正）

附則（平成 21 年 4 月 1 日一部改正）

附則（平成 22 年 4 月 1 日一部改正）

附則（平成23年4月1日一部改正）

附則（平成24年4月1日一部改正）

附則（平成24年9月27日一部改正）

附則（平成24年11月2日一部改正 [平成24年4月1日適用]）

附則（平成25年4月1日一部改正）

附則（平成26年4月1日一部改正）

附則（平成27年4月1日一部改正）

附則（平成28年4月1日一部改正）

附則（平成29年4月1日一部改正）

附則（平成30年4月1日一部改正）

附則（平成31年4月1日一部改正）

附則（令和2年4月1日一部改正）

附則（令和3年4月1日一部改正）

附則（令和4年4月1日一部改正）

B. 大阪高等学校保護者と教職員の会『育友会』会則

《名 称》

第 1 条 本会は「大阪高等学校保護者と教職員の会『育友会』」と称する。

《事務所》

第 2 条 本会の事務所を大阪高等学校内に置く。

《目 的》

第 3 条 本会は次の目的を持って活動する。

1. 大阪高等学校の教育の向上、発展に協力する。
2. 保護者及び教職員と協力して生徒の健全な発達を目指す。
3. 会員の教養の向上及び相互の提携をはかる。

《事 業》

第 4 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. (1) 生徒の生徒会・クラブ活動・行事を支援する。
(2) 本校の生活指導・進路指導・クラブ指導の財政支援をする。
(3) 教職員の教育研究活動を助成する。
2. クラス懇談会、学年懇談会、全学的な教育懇談会等を開催する。
3. 私学助成運動及び教育要求実現のための運動を推進する。
4. 講演会、見学会等を開催する。
5. 専門委員会を設置して本会の活動を充実させる。

《会 員》

第 5 条 本会の会員は、大阪高等学校に在籍する生徒の保護者、及び大阪高等学校の教職員とする。

《機 関》

第 6 条 本会は次の機関をおく。

I. クラス懇談会

1. 各クラスの保護者と担任は、生徒の学習や生活などについて話し合い、学びあってその問題解決と向上を図る。
2. クラス懇談会は年 2 回～3 回開催する。また必要に応じて随時開催することができる。各クラスは会員の互選でクラス委員 4 名以上を選ぶ。
委員は、担任教師とともにクラス懇談会その他の活動の世話をする。
3. クラス委員は、学年委員に 2 名・広報委員に 1 名・私学助成委員に 1 名以上いずれかに所属し、クラス会員の協力で育友会の役割をクラスとして担う。
4. 運営委員に選ばれたクラス委員のいるクラスは、新たにクラス委員を補充することができる。

II. 学年委員会

1. 学年委員会は、クラス懇談会、学年交流会、全学的な講演会・教育懇談会・文化祭参加などを企画実行し、学習・文化活動を進める。
2. 学年委員会は、専門委員会の活動を援助し、協力する。
3. 各クラス学年委員、学年主任、及び育友会系の教師により学年委員会を組織する。

III. 専門委員会

1. 本会の活動を充実させるために次の専門委員会を設置する。
 - (1) 広報委員会は、各クラス広報委員と育友会係教師により組織し、機関紙『育友』の編集と発行を担当する。
 - (2) 私学助成委員会は、各クラス私学助成委員と育友会係教師により組織し、私学助成金運動を推進する。
2. 専門委員会は、学年委員会の活動を援助し、協力する。

IV. 運営委員会

1. 運営委員会は本会の運営と活動に責任を持つ執行機関である。
2. 次の役員で運営委員会を構成する。
 - (1) 会 長 1名：本会を代表し、総会、運営委員会及び役員会を招集し、その決定に基づき会務を統轄する。
 - (2) 副 会 長 2～3名：教頭（1名以上）とともに、会長を補佐し、会長に支障あるときは任務を代行する。
 - (3) 学年委員長 3名
 - (4) 各学年副委員長 3名以上：学年委員長を補佐し、学年委員長に支障ある時は任務を代行する。
 - (5) 会 計 1名：予算に基づき会計事務を管理するとともに、予算、決算書を作成しこれを総会に報告する。
※ただし、会計選出できなかった場合、教員が管理する。
 - (6) 書 記 2名以上：総会及び運営委員会の議事・会の活動を記録する。
 - (7) 各専門委員会の正副委員長 4名以上
 - (8) 育友会係教師 若干名
3. 運営委員会は以下の任務を遂行する。
 - (1) 総会で決定された事項を実行する。
 - (2) 学年及び専門委員会で立案された活動計画、予算案と活動報告、決算案等を検討、承認する。
 - (3) 本会の円滑な運営をすすめるために、会則を補完する細則を定める。細則の設定と改廃は総会に報告し承認を得る。
 - (4) 次年度運営委員及び会計監査を選出・指名し、総会において推薦提案する。
4. 運営委員会は適宜開催する。
構成員の2/3以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。
5. 運営委員会は次期運営委員会成立までその任務を続ける。

V. 本部役員会

1. 会長・副会長・会計・書記・専門委員長と校長・事務長・育友会係教員とにより組織する。
2. 本部役員会は、本会の目的達成のため会務を協議して運営委員会に提案し運営委員会の建議を受けて総会に提案する。

VI. 会計監査委員会

1. 各学年より1名ずつ、計3名の会計監査をおく。
2. 会計年度末及びその他必要に応じて監査を行い総会において会計監査報告を行う。

VII. 総会

1. 総会は本会の最高決議機関で、全会員で構成する。
 2. 総会は会長が招集し、出席者の中から議長を選び以下の事を行う。
 - (1) 活動報告、活動計画の検討と承認
 - (2) 予算、決算の審議と承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他の重要事項の審議
 3. 総会の開催は次の通りとする。
 - (1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年6月初旬までに開催する。
 - (2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の1/10の要求があった時に開催する。
 - (3) 総会の書面(*1)決定、代理人選定もしくは委任状(*2)提出
 - ①止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任、もしくは委任状を運営委員会に提出することができる。
 - ②前項の場合におけるVII.4.の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- (*1)電磁的記録を含む、以下同 (*2)電磁的記録によるものを含む、以下同

4. 総会は会員の1/3以上の出席（委任状を含む）がなければ議事を開き議決することが出来ない。
また、総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
5. 書記は総会の議事録を記録し、総会議長はそれを確認し、署名捺印をおこなう。

《委 員》

第 7 条 各委員の選出

1. 各クラス委員 4 名以上の選出は、前年度クラス委員・運営委員の働きかけと全会員・学校の協力のもと選定する。
2. クラス委員は、1 学年は入学式当日・2,3 学年は 4 月下旬のクラス懇談会において、担任の協力を得て選出・承認する。
3. 各クラス委員は、学年委員・広報委員・私学助成委員のいずれかに所属する。
4. 指名委員会
3 年運営委員は次年度運営委員、会計監査委員を選出するため、「指名委員会」を適宜開催し、全会員の中から、候補者を選出し、「候補指名」を総会に提案し、承認を得る。

《会 計》

第 8 条 会費及び財政

1. 『大阪高校教育後援基金』（以下「後援基金」）を設け、「特別会計(3)」として収支決算の処理を行う。「後援基金」の運用にあたっては、別途細目を決定し、運営委員会で審議決定し、会計監査を受け、定期総会で報告・承認を得るものとする。
2. 本会の運営及び活動に必要な経費は会費及び寄付金でまかなう。
会費は 1 年生は 4,500 円（ただし 3,000 円は「特別会計(3)」に参入する）、2 年生、3 年生は年額 1,500 円とする。ただし教職員の会費を年額 500 円とする。
3. 支出は総会で承認された予算に基づいて行う。
4. 予算項目は運営・活動費及び特別会計に大別し、その中の運営活動費及び特別会計は会計役員が取り扱う。
5. 決算は会計監査を経て総会の承認を得る。
6. 会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

《学校法人に対し》

第 9 条 育友会は学校法人に対して協力・援助を要請する

1. 理事長・校長を、本会の顧問とする。校長に事務処理の監督を委嘱する。
2. 教頭を本会の副会長とする。
3. 学校職員の庶務係、会計係若干名に本会の事務処理を委嘱する。

《会則改正》

第 10 条 この会則の改正は総会において出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする。

《附 則》

第 11 条 この会則は 1990（平成 2）年 6 月 9 日から実施する。

1990(平成 2)年 11 月 10 日	会則一部改正〔本部役員の選出と補充の件〕
1992(平成 4)年 6 月 13 日	会則一部改正〔クラス委員・代表委員補充の件〕
1993(平成 5)年 6 月 5 日	会則一部改正〔会費値上げの件〕
1995(平成 7)年 6 月 3 日	会則一部改正〔父母を保護者と改名する件〕
1999(平成 11)年 1 月 30 日	会則一部改正〔組織・活動の見直し・クラス委員を 4 名に〕
2001(平成 13)年 5 月 12 日	会則一部改正〔副会長 2 名、会計 1 名に、定期総会を 6 月初旬に〕
2004(平成 16)年 6 月 12 日	会則一部改正〔定期総会を 6 月初旬までに、「指名委員会」の件〕
2012(平成 24)年 6 月 2 日	会則一部改正 〔副会長 2 ～ 3 名（教頭 2 名のため）、会員費 8,500 円→1,500 円に、運営副委員長 1 名以上〕
2014(平成 26)年 5 月 31 日	会則一部改正〔研修助成費創設の件、会計監査欠員の場合の処置〕
2015(平成 27)年 6 月 6 日	会則一部改正〔「大阪高校教育後援基金」の新設と育友会会費改定〕
2021(令和 3 年) 6 月 19 日	会則一部改正〔第 6 条 VII. 総会 3. 総会の開催規則について〕

C. 大阪学園桜雲同窓会会則

- 第 1 条 本会は大阪学園桜雲同窓会と称し、事務所を大阪高等学校内に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、大阪学園の発展に寄与することをもって目的とする。
- 第 3 条 前条の目的達成のため本会は次の事業を行う。
1. 会員名簿の作成
 2. その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員
 - イ、日本大学大阪中学校の卒業生（第二中学校の卒業生を含む）
 - ロ、新制大阪中学校の卒業生（夜間中学校の卒業生を含む）
 - ハ、大阪高等学校の卒業生（夜間高等学校の卒業生を含む）
 - ニ、上記の学校に在籍したもののうち、常任幹事会の承認を得たもの。
 2. 特別会員
 - イ、現に大阪学園の経営する学校の役員及び教職員は特別会員とする。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|---------|-----|---------------------|-----|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 2 名 | 3. 幹事長 | 1 名 |
| 4. 常任幹事 | 若干名 | 5. 会 計 | 1 名 | 6. 会計監査 | 1 名 |
| 7. 相談役 | 若干名 | * 学園の理事長及び校長は顧問とする。 | | | |
- 第 6 条 役員の選任は次の方法による。
1. 会長及び副会長は常任幹事会の推薦により、総会において選任する。
 2. 常任幹事は各期の代表幹事の中から互選し、会長が委嘱する。
 3. 幹事長は常任幹事会の互選により選出するが、いずれも総会の承認を要する。
 4. 会計及び会計監査は常任幹事会で選出し、総会に於いて選任する。
 5. 相談役は会長が常任幹事会の承認を得て任命し、総会にて報告を要する。
- 第 7 条
1. 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐する。
 2. 幹事長は常任幹事会の議長となり、常任幹事会は会務を分担処理する。
 3. 会計は金銭の出納をつかさどり、会計監査はその運営を監査する。
- 第 8 条
1. 本会は 2 年に 1 回定期総会を開く。
 2. その他、必要に応じて、臨時総会を開くことが出来る。
 3. また、緊急時には常任幹事会をもって総会にかえることが出来る。
 4. 但し、総会に報告し、事後承認を要する。
- 第 9 条 本会の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 第 10 条 本会の経費は次の収支をもってこれに充てる。
- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 1. 入会金 | 2. 会費 | 3. 補助金 | 4. 寄付金 |
|--------|-------|--------|--------|
- 第 11 条
1. 入会金は会員 1 名につき 3000 円とし、卒業時に納めるものとする。
 2. 会費は必要の都度、臨時に徴収するものとする。
- 第 12 条 本会の会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日をもって終わる。
- 第 13 条 本会則の定めるものの他、本会運営のため必要な事項は常任幹事会においてこれを定める。
- 第 14 条 本会則は常任幹事会の出席者の 3 分の 2 及び、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければこれを変更出来ない。
- 付 則
1. 本会則は昭和 40 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

Ⅶ
各提出書類

(コピーを取り使用することができます)

(様式1)(コピー可)

クラブ入部届

(顧問控)

年 月 日 提出

クラブ名

私は保護者の同意を得て、上記クラブに入部します。

以下は選手登録のためのデータとして使用しますので記入してください。

学年・組	番号	担任名	名 前	性別	出身中学
年 組		フリガナ 先生			中学校

生年月日(西暦4桁)	自宅電話番号
20 年 月 日	

本人携帯番号	保護者名
	印

備考(健康面・アレルギーなどの留意事項)	緊急連絡先
	続柄()

(担任控)

年 月 日 提出

学年・組・番号・名前	クラブ名
年 組 番名前	

(様式2)(コピー可)

クラブ退部届

(顧問控)

年	月	日	提出
---	---	---	----

クラブ名

私は保護者の同意を得て、上記クラブを退部します。

学年・組	番号	担任名	名前	性別
年組		フリガナ 先生		

退部理由

保護者名

印

(担任控)

年	月	日	提出
---	---	---	----

学年・組・番号・名前	クラブ名
年組番名前	

(様式4) (コピー可)

留 学 願

年 月 日

大阪高等学校 岩 本 信 久 殿

第 学年 組 生徒 名

保護者住所

保 護 者 名

印

下記の理由により、

年 月 日 ～ 年 月 日 (ヶ月間)

留学を希望しますので許可くださるようお願いいたします。

記

1. 留 学 先 国 名

2. 学校設立機関名

3. 校名及び所在地

4. 宿 舎 及 び 住 所

5. 幹 旋 団 体 名

及び所在地

☎

留 学 理 由

(詳細に記入の事)

(様式 5) (コピー可)

自轉車通学許可願

提出日 年 月 日

生徒名 年 組 番	保護者名
住 所	
T E L	
通学経路図 所要時間 分	
※最短路で危険の少ない経路で通学して下さい。	
★ 自転車保険について 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命または身体の被害に係る損害を填補することができる保険または共済に加入しなければならない。（大阪府自転車条例第12条） 加入保険会社名 ★ レインウェアを提示して下さい。 ★ 登録のシール代金100円を添えて下さい。	
自転車通学 登録番号 【 】 ※この欄は記入しないで下さい。 番 号 【 】 再 登 録 番 号 【 】	

大阪高等学校 生活サポート係

(様式 6) (コピー可)

学校感染症受診届及び登校許可証

大阪高等学校長 様

年 組 番 生徒名

該当の病名に○印をつけて下さい。
【学校保健安全法に基づく学校感染症一覧】

種別	○印	疾患名	出席停止期間の基準 医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない
第 1 種		()	治癒するまで
第 2 種		インフルエンザ (型)	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
		麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状消失後 2 日を経過するまで
		結核	医師の指示による
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 5 日後を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
第 3 種		コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性結膜炎	
		※その他の感染症 ()	

上記疾患の為に () 月 () 日から、() 月 () 日まで治療中
(出席停止)でしたが、もはや感染のおそれがないものと認められましたので、登校を許可します。

証明年月日 令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

担 任 ④	養護教諭 保 管
----------	-------------

(様式7) (コピー可)

住所・名前変更届

年 月 日

大阪高等学校
学校長 岩本 信久 様次のとおり 生徒・保護者 が
住所・名前 を変更したのでお届けします。

年 組 番

生徒名

保護者名

印

生徒・保護者住所変更

新住所	〒	—
新電話番号		
旧住所	〒	—

生徒名変更

フリガナ		印	フリガナ	
新 名 前			旧 名 前	

※在学中、名前の変更を希望しますか

希望する

希望しない

保護者変更

フリガナ		印	フリガナ	
新 保 護 者			旧 保 護 者	

※「生徒個人票」と「生徒手帳」とともにご提出ください。

※各種団体の奨学金・就学支援金を受給されている方は、指定の届出様式をご提出いただく場合があります。

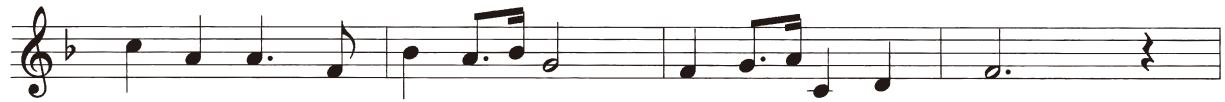
※親権者が変更になられた場合は、必ず事務室までご連絡ください。
(就学支援金等の受給額が変更となる場合があります)

応援歌

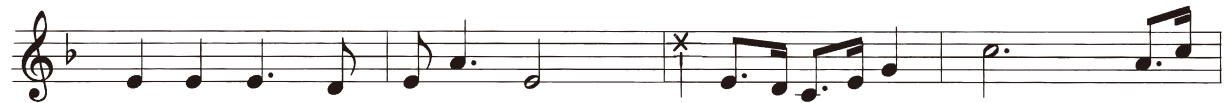
山田善弘 作詞
香本世志生 作曲



1. な に わ の み - や - こ そ ら あ お く



か ん ざ き が わ - の セ セ - ら ぎ に



か ん ぶ う - ね - さ い え い も の か - は と き た



え に き た え し け ん - だ ん じ



フ レー フレー お - さ か フレー フレー お - さ か



お - さ か が く え ん フレー フレー フレー

応援歌

山田善弘 作詞
香本世志生 作曲

一、浪速の都 空青く

神崎川の せせらぎに

寒風熱砂

「イエイ」ものかわと

きたえに きたえし 健男児

フレイフレイ大阪

フレイフレイ大阪

大阪学園 フレー

フレイ フレー

二、

淀の流れに 夕映えて

千里の丘の そのふもと

日頃の練磨

「イエイ」ほとばしる

あふれる 若さよ この力

フレイフレイ大阪

フレイフレイ大阪

大阪学園 フレー

フレイ フレー



大 阪 高 等 学 校

〒533-0007

大阪市東淀川区相川 2-18-51

TEL 06(6340)3031 FAX 06(6349)3719

<http://osakashs.ed.jp/>